



# 島根県報

平成25年12月27日（金）

第2,559号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (食料安全推進課) 2

**【告 示】**

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 5

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 5

**【公 告】**

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水 産 課) 5

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河 川 課) 7

**【選管告示】**

漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 8

**【公安規則】**

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 8

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則 ( " ) 8

**【正 誤】**

平成24年6月22日付け島根県報号外第89号中 (道 路 維 持 課) 9

公布された条例等のあらまし

◇肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第85号）

1 規則の概要

- (1) 普通肥料の生産業者が、牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料を生産したときに表示しなければならない事項を追加することとした。（別表関係）
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成26年1月4日から施行することとした。

**規 則**

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第85号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和59年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第30条第6項」を「第30条第7項」に改める。

別表4の項中「別表第1の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第1の2の(1)のア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の次に「（5の項に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。
--	---

様式第3号中

「

肥 料 の 名 称	生 産 数 量	備 考
	トン	
計		

を

」

「

(数量単位：トン)

肥料の名称	年	年	出荷・消費量		年	備 考
	年末在庫量 A	生産数量 B	C	うち県外出荷量	年末在庫量 A + B - C	

に

」

」

改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事 様

肥料販売（輸入）業者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

㊞

肥 料 入 荷 報 告 書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

肥料取締法施行細則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 普通肥料入荷数量

（数量単位：トン）

肥料の名称	入荷数量（月）														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	合計
計															

2 特殊肥料及び土壌改良資材等入荷数量

（数量単位：トン）

肥料の名称	主な原料	入荷数量（月）														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	合計
計																

## 附 則

この規則は、平成26年1月4日から施行する。

**告****示**

## 島根県告示第843号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成25年12月17日付  
けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第844号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部創業者支援資金の項中「個人の」を「個人であって、10,000,000円以下の自己資金を持つもの（自己  
資金がないものを含む。）である場合は、設備資金と運転資金との合計額として10,000,000円とし、10,000,000円を超え  
る自己資金を持つものである」に、「合計額が」を「合計額として」に、「年0.4パーセント以上1.7パーセント」を「年  
0.2パーセント以上1.5パーセント」に改め、同部再生支援資金の項中「年0.4パーセント以上1.7パーセント」を「年0.2  
パーセント以上1.5パーセント」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年1月6日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成26年1月6日以後の認定に係る融資について適  
用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

**公****告**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源  
の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表す  
る。

平成25年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万1千トン（平成22年）、生産額で185億円（平成22年）の漁獲実績を有し、  
漁業事業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んで  
あり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な  
発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成25年1月から12月まで（まさば及びごまさば並びにずわいがにについては平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量	平成26年1月から12月まで（まさば及びごまさば並びにずわいがにについては平成26年7月から平成27年6月まで）の知事管理量
まいわし	31,000トン	33,000トン
まさば及びごまさば	23,000トン	
まあじ	44,000トン	38,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	

注 平成26年のまさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成25年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管	平成26年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては平成26年7月から平成27年6月まで）の知事管

		理量	理量
まいわし	中型まき網漁業	30,700トン	32,000トン
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	22,000トン	
まあじ	中型まき網漁業	42,500トン	36,000トン

注 平成26年のまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

##### 【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成26年1月23日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川名  
一級河川斐伊川水系雲洲平田船川（出雲市平田町地内）
- 2 当該措置を命ずべき者  
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者  
横丁大橋下流57メートル付近の左岸に放置されている船舶及びその他附属物一式
- 3 当該措置の内容  
当該船舶等を河川区域外に除却すること
- 4 当該措置を行うべき理由  
当該船舶及びその他附属物の放置が河川法第24条の規定に違反しているため
- 5 本件に関する問合せ先  
〒693-8511 出雲市大津町1139  
出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第59号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成25年12月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	1,065
隠岐海区	348

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

### 島根県公安委員会規則第10号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第12号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

### 島根県公安委員会規則第11号



## 放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則（平成18年島根県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則附則第2項の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

**正****誤**

平成24年6月22日付け島根県報号外第89号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第390号 の表中	邑智郡邑南町下口羽2363番25地先から 同494番地先まで	邑智郡邑南町下口羽2365番2地先から 同494番地先まで